

企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から（レジメ）

一橋大学国際・公共政策大学院 国枝繁樹

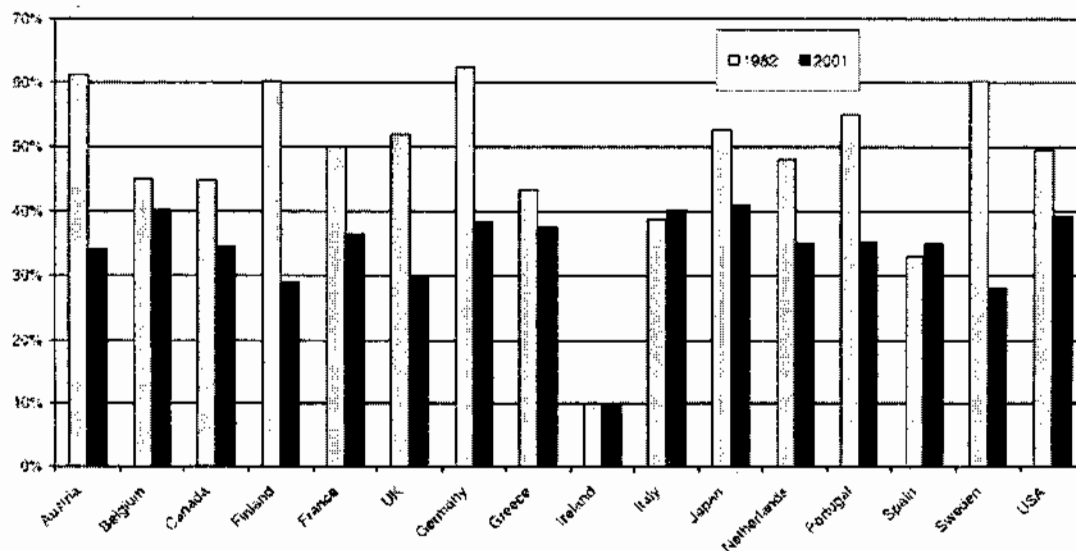
1. 80 年代以降の先進国の企業税制改革の方向性

各国における最近の企業税制改革においては、法定税率は低下しながらも、限界税率は大きく低下せず、また法人税収も安定的である。この事実、各国が課税ベースを拡大し、一定の法人税収を確保しつつ、法定税率を引き下げたことを意味している。

(1) 法定税率の動向

○ 法定税率は各国で低下の傾向

図1 各国の1982年と2001年の法定法人税率 (Devereux, Griffith and Klemm (2002))

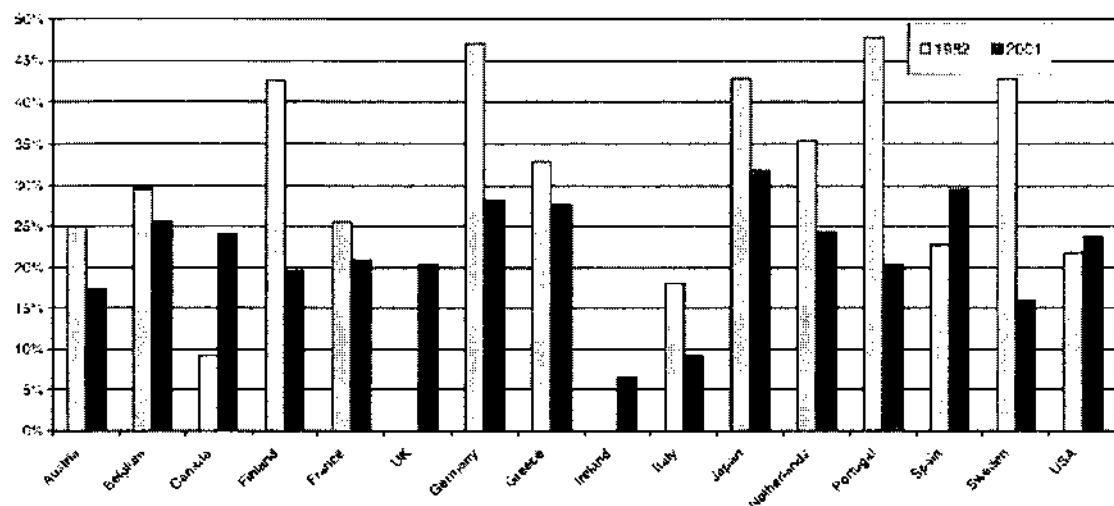


⇒しかし、経済学においては、伝統的に企業投資との関係で重要なのは、法定税率に代表される平均税率ではなく、限界税率とされてきた。

(2) 限界税率の動向

- 限界税率は比較的安定して推移

図2 各国の1982年と2001年の法人税の限界税率 (Devereux, Griffith and Klemm (2002))



- 減価償却の現在価値を見ても安定的

図3 各国の1982年と2001年の法人税の減価償却の現在価値 (Devereux, Griffith and Klemm (2002))

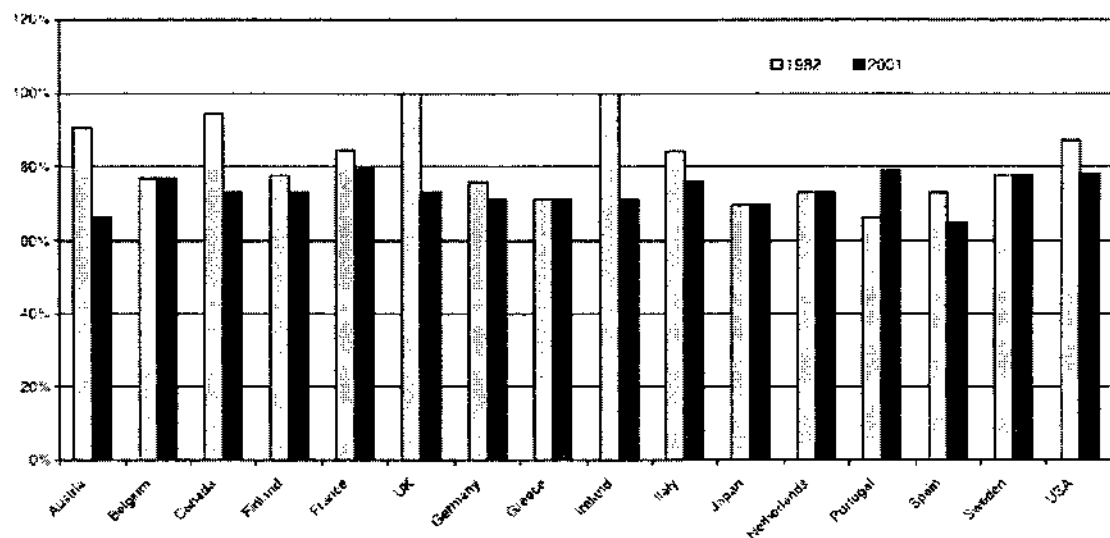


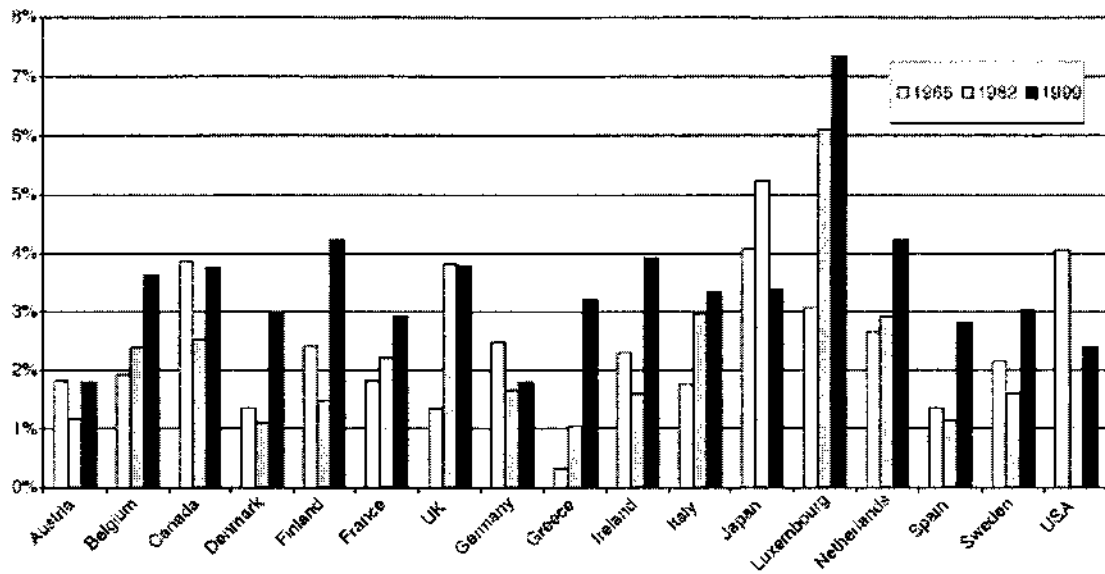
Figure 3. PDV of depreciation allowances

Notes: The PDV of allowances is calculated for an investment in plant and machinery. Special first year allowances are included if applicable. Where switching between straight-line and reducing balance methods is allowed, such switching is assumed at the optimal point. The assumed real discount rate is 10%, the assumed rate of inflation is 3.5%.

(3) 法人税収

○ 法人税収の GNP 比も安定的

図 4 各国における法人税収の GNP 比の推移 (Devereux, Griffith and Klemm (2002))



2. 限界税率 vs. 平均税率：伝統的な理解

伝統的な企業投資理論においては、重要なのは限界税率。平均税率の引下げよりも、限界税率の引下げの方が投資促進策としては、効率的。

ただし、時間をかけて平均税率を引き下げること、即時の平均税率引下げに伴う非効率性を縮小できる。

○ q 理論に基づく標準的な企業投資理論において、企業投資を促進するために重要なのは、限界税率。

○ 平均税率の引下げも、投資促進効果を持つが、同時に、投資済みの old capital の保有者（既存株主）に、windfall の利益が生じる。これは、政府にとっては不必要な lump-sum transfer を支払うことを意味し、同じ投資促進効果をもたらすのに必要な財源もより巨額となる。

	New Capital への影響	Old Capital への影響	同じ投資促進効果に必要な財源額
限界税率引下げ (投資減税)	投資促進	lump-sum tax ⇒経済効率向上	小
平均税率引下げ (法人税率減税)	投資促進	lump-sum transfer ⇒経済効率低下	大

○ 従って、投資促進のための税制措置としては、投資減税による限界税率引下げの方が、法人税率引下げによる平均税率引下げよりも効率的であるとされている。(Summers (1981))

※ Summers (1981)は、投資減税の方が効率的なのにもかかわらず、米国の経営者が投資減税よりも法人税率引下げを支持することが多い理由を、経営者が既存株主の利益を重視しているからかも知れないと指摘している。

○ 即時の法人税率引下げのもたらす非効率性を軽減する方策としては、法人税率引下げの方向性のアナウンスを行った上、相当の期間経過後に実施することで、lump-sum transfer を圧縮することが考えられる。

○ 標準的な企業投資理論における限界税率の重要性にもかかわらず、各国において平均税率が引下げられた要因を考察する必要がある。

3. 国内的な要因

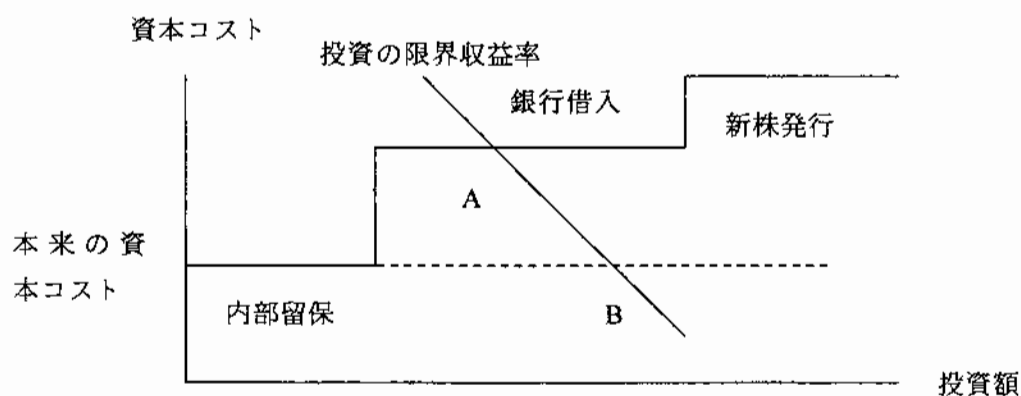
企業が流動性制約下にある場合は、平均税率の引下げが流動性制約を緩和するが、フリー・キャッシュ・フロー仮説が当てはまる場合には、むしろ過剰投資を招く。現在の日本企業は、後者の状況にあるとも考えられる。

過剰な投資減税が行われている場合には、投資減税を圧縮しつつ、平均税率を引き下げることによって、競争条件の中立性を確保し、経済効率性を向上させることができる。

(1) 流動性制約の存在

○ 企業投資の原資としては、(法人税支払い後の) 内部留保、借入れおよび新株発行が考えられるが、情報の非対称性に伴うコストまで考えると、内部留保、借入れ、新株発行の順に資本コストが低くなり、企業の資金調達もその順位で行われる(ペッキング・オーダー仮説)。流動性制約が重要な場合には、企業投資は、投資の収益性(限界税率に影響を受ける)のみならず、法人税支払い後の内部留保の額に左右されることになるため、限界税率のみならず、平均税率も企業投資に影響を与えることになる。

図5 ペッキング・オーダー仮説と企業投資 (A: 現実の投資水準、B: 望ましい投資水準)



⇒ 従って、流動性制約の存在が、企業の効率的な投資を大きく阻害している場合には、流動性制約を緩和するために、平均税率の引下げが望ましくなる。

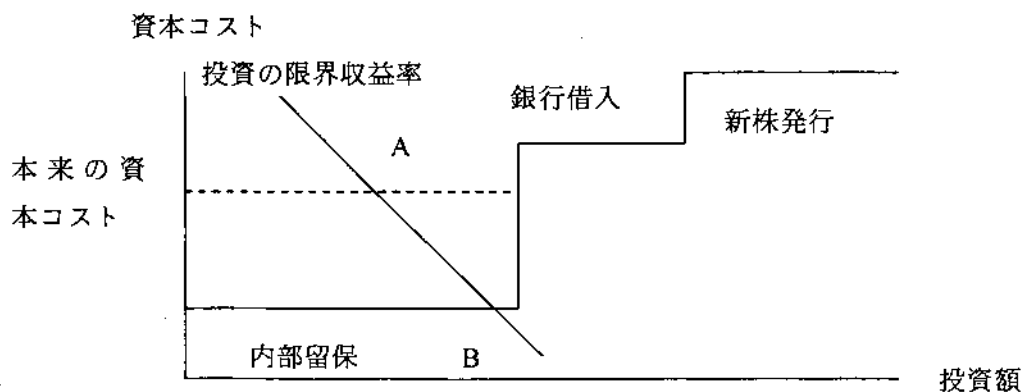
(2) 経営者の私的利益追求(Jensen のフリー・キャッシュ・フロー仮説)

○ 最近の企業理論においては、経営者が、企業価値の最大化ではなく、私的利益の追求のために行動する可能性が強調されている。企業に潤沢なフリー・キャッシュ・フローが存在する場合には、経営者に特に私的利益を追求することが容易になり、非効率な過剰な投資を行うインセンティブが働くことになる（フリー・キャッシュ・フロー仮説） Jensen は、経営者の私的利益追求を防止するために、配当増加や負債増加により、フリー・キャッシュ・フローを削減することを提案している。

○ 法人税の支払いもフリー・キャッシュ・フローを減らし、経営者の私的利益追求を阻む影響を持つ。逆に言えば、私的利益追求を図ろうとする経営者は、投資減税よりも、自由に使えるフリー・キャッシュ・フローを増大させる平均税率引下げを支持する。こうした経営者の利害が現実の政策に反映される場合には、平均税率の引下げが選択される。

○ また、国枝(2003)は、経営者が内部留保の資本コストを正確に理解していない場合、内部留保を原資として過剰投資を行う可能性を指摘している。

図6 フリー・キャッシュ・フロー仮説と過剰投資（A: 望ましい投資水準、B: 現実の投資水準（過剰投資））



⇒フリー・キャッシュ・フロー仮説が当てはまる場合には、平均税率の引下げは、企業による非効率な過剰投資を促すこととなるため、必ずしも望ましくない。

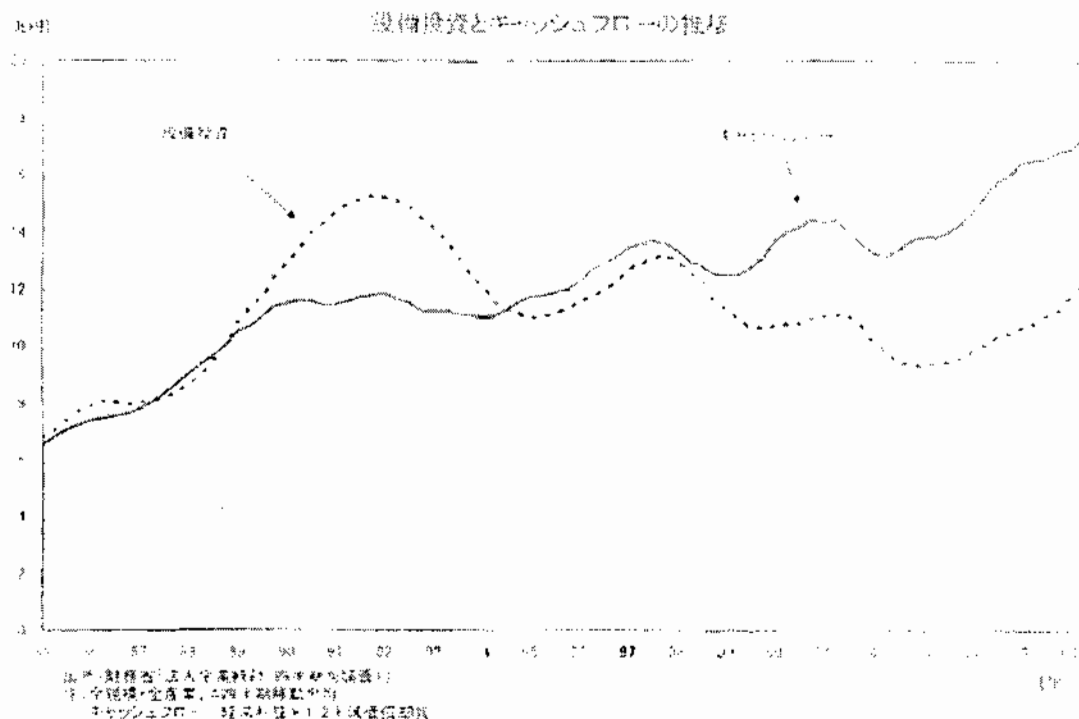
○ 最近の日本企業に限ってみれば、

① キャッシュフローが設備投資額を上回っている（第8図）

② 買収の脅威から逃れる目的で、配当増加（すなわちフリー・キャッシュ・フローの削減）を図る企業が増えてきている。

⇒現時点では、多くの日本企業において、フリー・キャッシュ・フロー仮説がより当てはまることを示唆しているのではないか。

図8 設備投資とキャッシュフローの推移（税制調査会提出資料(2006.11.21)）



(3) 過剰な投資減税その他の優遇措置の是正：産業間の税制の中立性重視

○ 1981年の米国レーガン政権の第1次税制改革においては、企業の活力を重視する観点から、経済的減価償却をはるかに超えた加速度償却制度の拡大が行われた。しかし、過度の加速度償却の導入は、実際には、資本の種類や産業ごとの実効税率の格差を拡大し、競争条件を歪めて効率性を低下させることが指摘された。（Auerbach (1983)）

表1 レーガン第1次税制改革前後の設備および構築物の実効税率

(Auerbach (1983) Table.4 より筆者作成)

年	一般設備	構築物	全資産
1979	19.0	50.3	30.1
1980	22.0	50.8	31.9
1981	-6.8	41.7	17.7
1982	8.4	42.1	24.6

○ 1986年のレーガン政権の第2次税制改革においては、産業間における税制の中立性の確保(“level the playing field”)が重視され、1981年に導入された多くの加速度償却は縮小される(課税ベースの拡大)一方、法人税率が引き下げられた。

税制の中立性を重視したレーガン政権の第2次税制改革は、世界各国における税制改革にも広く影響を与えることとなり、そのため、世界各国においても、課税ベースの拡大による法人税率の引下げが進んだとも考えられる。

(注) なお、我が国においては、法人実在説に基づき、平均税率の引下げを論じる議論(例えば、平成14年度経済財政白書)も存在する。(実際には、法人は税を負担しないことについては、Stiglitz等の財政学の標準的な教科書を参照されたい。)

4. 国際的な要因：多国籍企業による対外直接投資と税制

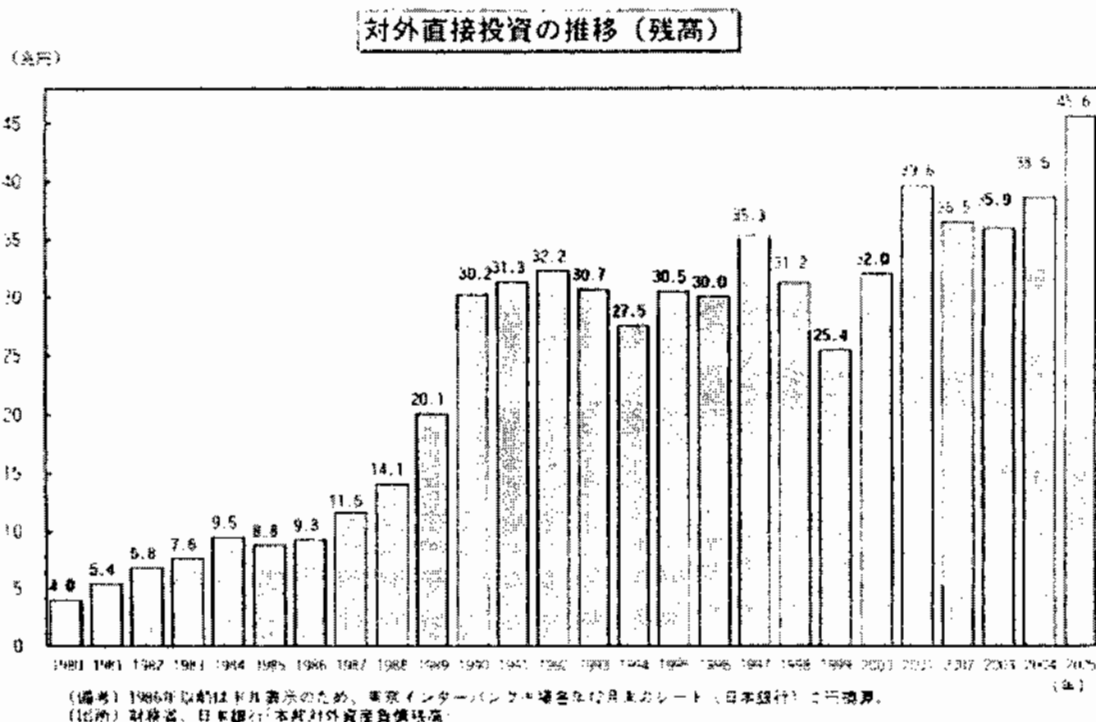
多国籍企業による対外直接投資は、様々な要因に影響を受ける。立地選択の段階においては、法人税の平均税率が影響を与える可能性がある。

欧米の実証研究においては、税制は対外直接投資に影響を有するとされるが、その規模については議論がある。日本企業の対外直接投資・立地選択に対する税制の影響の有無については、見方が分かれている。

(1) 多国籍企業による対外直接投資の様々な決定要因

- グローバル化が進む中、多国籍企業による対外直接投資(FDI)は増大。

図9 日本企業による対外直接投資の推移 (税制調査会提出資料(2006.11.9))



- 多国籍企業による対外直接投資の2分類

a. 水平的直接投資 (HFDI)： 主に投資の受入国または地域の市場において製品供給を行う等、市場アクセス確保のために行われる直接投資。

- b. 垂直的直接投資 (VFDI): 主に生産過程の一部を投入費用・生産要素価格（賃金等）のより低い国に移管し、費用最小化を図ろうとする直接投資

○ 多国籍企業が、ある国または地域の市場にアクセスするためには、対外直接投資のほか、輸出、外国企業へのライセンス供与等の方法がある。対外直接投資を行い、企業活動を複数の国の間に分散するコストとしては、企業レベルの規模の利益の喪失、生産過程を分割するのに伴う費用等が考えられる。

次のような多様な要因が対外直接投資に影響を与えうる。

（産業または企業別の要因で影響を与える可能性がある要因）

- a. 企業レベルの規模の利益、プラントレベルでの規模の利益の存在
- b. 生産過程を分割するのに伴う費用 等

（投資先の決定に影響がありうる要因）

- a. 貿易に伴う費用（輸出でなく、直接投資を選択する要因）
 - ・ 投資国と受入国の間の距離、関税等の貿易障壁
- b. 受入国の市場規模
- c. 生産要素費用（賃金水準等）の格差
- d. 集積効果(agglomeration)
- e. 税・補助金等の格差
- f. 投資国と受入国の間の他の関係
 - 言語・民族の共通性、国境を接しているか等の他の要因
- g. その他

(2) 対外直接投資と税制：理論的分析

① 外国税額控除の存在

○ 海外で支払った法人税額については、我が国では、外国税額控除制度によ

り、二重課税の調整がなされている。このため、対外直接投資の受入国の法人税率が、日本企業の対外直接投資にそのまま、影響を与えるわけではない。

$$\begin{aligned}\text{企業の総税負担} &= (\text{外国税額}) + (\text{本国での法人税額}) - (\text{外国税額控除}) \\ &= (\text{本国での法人税額})\end{aligned}$$

○ しかしながら、

- ・ 本国での法人税額が外国税額に達しない場合
- ・ 海外子会社の利益が現地で再投資され、親会社に配当がなされるまで本国で課税されない場合

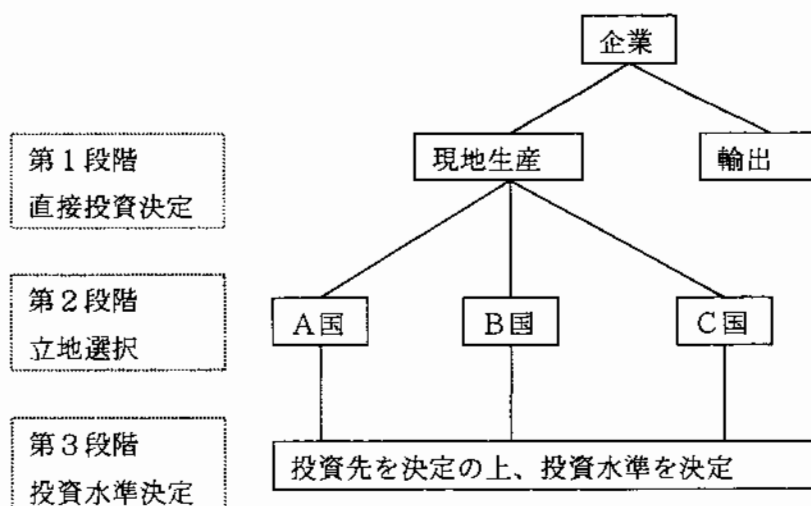
等には、十分な調整ができず、本国と受入国の法人税率の格差が、企業の対外直接投資に影響を与える可能性がある。

② 限界税率と平均税率

○ 対外直接投資についても、固定費用の存在等を考慮しなければ、理論的には、限界税率が重要。

○ これに対し、Devereux and Griffith (1998)は、Horstmann and Markusen (1992)の議論を踏まえ、多国籍企業の対外直接投資については、第1段階（輸出か直接投資かの決定）、第2段階（立地選択）および第3段階（投資水準の決定）の3つの段階があると指摘し、各段階で重要となる税率が異なると指摘。

図10 企業の対外直接投資に関する段階的な決定 (Devereux and Griffith (2002))



- 各段階で重要となる法人税率
 - 第1段階（直接投資の決定(discrete choice)) 平均税率
 - 第2段階（立地選択(discrete choice)) 平均税率
 - 第3段階（投資水準の決定(continuous choice)) 限界税率

(3) 対外直接投資と税制：欧米の実証研究

- 対外直接投資への税制の影響については、財政学者および国際経済学者等により多くの分析が行われてきた。

① 初期の財政学者による実証研究

- 80年代半ば以降、財政学者の間では、Hartman (1984)による実証分析を嚆矢として、米国企業の対外投資および外国企業の米国への直接投資に対する税制の影響につき実証分析が行われ、特に海外子会社の利益が再投資される場合につき、税制の影響が認められた。

もっとも、80年代の実証研究の推定式においては、税制以外の決定要因はほとんど勘案されず、また直接投資の額も集計データが使われていた。また、税率は、実際の法人税の支払額と企業利益の比を取る（事後的な）平均税率が用いられていた。

(例)Hartman(1984)の外国企業の対米投資の推定式：

$$\ln(K/Y) = a_1 \ln[r(1-t)] + a_2 \ln[r'(1-t)] + a_3 [(1-t')/(1-t)]$$

- Slemrod (1990)は、Hartman (1984)以降の推計方法を批判し、実効限界税率を用いて、さらに税制以外の要因も勘案し、推計を行った。1990年代に入ると、企業レベルの対外直接投資のデータに基づいた実証研究も行われるようになった。

② 国際経済学者による実証研究

- 他方、国際経済学者は、税以外の様々な決定要因をも考慮した実証研究を行ってきた。法人税の影響も勘案した Wheeler and Mody (1992) および Brainard (1997)の実証研究においては、法人税率の影響につき否定的であった。

(Markusen (1995)のサーベイは、ほとんどの企業は、立地を選択した後、財務担当者に税負担を最小化するように命じているように思えると指摘。)

③ 最近の実証研究

○ 最近においては、Devereux and Griffith (1998)が、上述のように、企業の対外直接投資の決定は、段階的に行われ、各段階で重要となる税率が異なることを指摘した上、立地選択に関し重要とされる平均税率の影響について、米国企業による英独仏の諸国への直接投資の分析を行い、平均税率は立地選択に一定の影響があるとしている。

④ これまでの実証研究の含意

○ 米国企業の対外投資および外国企業の米国への直接投資と税制の実証研究のサーベイを行った Gordon and Hines (2002)は、1%の法人税率の引下げに対し、約0.6%の対外直接投資の増加が見込まれるとの結果を典型的としている。

○ これに対し、より綿密なサーベイを行った Devereux and Griffith (2002)は、既存の研究の多くは、考慮すべき税率の選択の問題や税制以外の要因等を十分、勘案しておらず、問題があると指摘。現時点で言えることとして、税制が対外直接投資に何らかの影響を与えることは確かだが、その規模についてはコンセンサスがなく、さらに研究が必要としている。

(4) 日本企業の対外直接投資と税制の実証分析

○ 日本企業の対外直接投資の決定要因については、様々な要因の影響の分析が多くなされているが、法人税の影響を明示的に取り扱った研究は数少ない。法人税も含めた実証研究の中では、日本企業の対外直接投資・立地選択への法人税の影響の有無については、意見が分かれている。

・ 法人税の影響があるとする研究

日高・前田(1994)、前川(2005) 等

・ 法人税の影響が確認できないとする研究

程(1996)、深尾・岳(1997) 等

5. 国際的な要因：利益移転(Profit Shifting)と税制

多国籍企業が世界全体の税負担の最小化を図って行う利益移転に関しても、平均税率が問題となる。実証研究においても、低税率国への利益移転が行われていることが確認されている。

利益移転に対しては、対抗措置の充実がまず望まれるが、平均税率引下げにより、自国外への利益移転を防ごうとする国も現れる。

(1) 利益移転と税制：理論

○ 対外直接投資のように、実際に生産要素の（本格的な）移動を伴うのではなく、移転価格その他の手段により、利益を低税率国に移転し、世界全体での企業の税負担を最小化しようとする企業行動を「利益移転(profit shifting)」と呼ぶ。

○ 企業による自国に対する利益移転を促進するため、税率を引き下げる国も現れうる。極端な例としては、いわゆるタックス・ヘイブンが存在する。多国籍企業による利益移転の場合、重要な税率は、限界税率ではなく、平均税率である。

(2) 利益移転と税制：実証研究

○ 利益移転の実証研究においては、直接、利益移転がなされているかを確認するのは難しいため、高税率国と低税率国において、多国籍企業の説明変数から予想される申告利益と実際の申告利益が異なるかを見る形の研究が多い。米国の多国籍企業に関しては、高税率国では予想より申告利益が少なく、低税率国では予想より申告利益が多いとの結果が得られている。(Hines (1997))

○ また、海外子会社の資本構成等（いわゆる過小資本等）を通じた利益移転も確認されている。(Hines (1997))

(3) 利益移転に対する対策と税制

○ 多国籍企業による利益移転に対しては、移転価格税制の拡充・整備その他

の措置により対抗していくことがまず望まれる。しかし、そうした対抗措置が十分機能しない場合には、法人税率引下げにより、自国外への利益移転を防ごうとする国も現れることとなる。

⇒ 上述のように、先進国において法定税率の引下げが行われているが、対外直接投資を求めている引下げなのか、それとも多国籍企業の利益移転に対抗するための措置なのかという点についての検討が必要である。

6. 税の国際的な競争と調和

税の国際的競争は、過度の税率引下げによる「底辺への競争」を招くおそれがある。ただし、税の国際的競争が激化した場合も、(移動不可能な)レントへの課税手段として、法人税が重要な役割を果たしていくと考えられる。

合意には困難を伴うが、税の国際的調和を図ることで、経済厚生を向上させることができる。

(1) 税の国際的競争

○ 資本のような生産要素が移動可能な場合、複数の国の間で法人税率を引き下げる「税の競争(tax competition)」が起こる可能性がある。

表2：2国間の「税の競争」 (Mutti (2003))

		A国	
		減税しない	減税する
B国	減税しない	500/500	250/600
	減税する	600/250	350/350

○ 行過ぎた税の競争は、各国において、過小な公共財供給や所得再分配を余儀なくし、結果的に各国の経済厚生を低下させるおそれがある。(**"Race to the Bottom"** (「底辺への競争」)) 理論的には、(規模等が同一の) 各国による法人税率引下げ競争は、法人税率0という Nash 均衡に行き着く。

(注) ただし、各国政府が政府支出規模の最大化を図る Leviathan 的政府であったり、法人課税につき信頼できるコミットメントができなかったりする場合には、税の競争がない場合の法人税率が過大になっていることがありうる。こうした場合には、税の競争は、各国政府による過大な法人税率設定を抑制する役割を果たす可能性がある。

○ 国の規模が違う非対称的な税の競争(**asymmetric tax competition**)の場合には、相対的に大きな恩恵が期待できる小国は、積極的に税率引下げを行うが、大国は税率引下げには慎重になる。(Grubert (2001)、ただし最近の Hines (2007))

(例) 税率引下げに積極的な小国：カリブ海のタックス・ヘイブン、アイルランド、シンガポール、香港等

○ また、実証研究においては、石油輸出国も法人税率引下げに積極的であることが指摘されている。(Grubert (2001)) 他に豊富な財源がある場合に、政府が法人税率引下げに積極的になることは自然と考えられる。

(2) 法人税が税の競争の下でも生き残る理由

○ 経済理論は、税の競争により法人税の果たす役割が急速に低下することを予言していた (Gordon (1986)) が、上述のように、理論の予想と異なり、法人税率の引下げは進んだものの、課税ベースの拡大等により、法人税は未だ重要な役割を果たしている。

⇒なぜ経済理論の予想と異なり、法人税は生き残っているのか？

○ 有力な考え方の一つは、レントの存在である。多国籍企業の活動に関連するレントには、① 移動可能なレント（ブランド、特許等）と、② その土地に特殊な移動不能なレント（特別な立地条件、歴史等に基づく集積効果等）が存在すると考えられる。移動可能なレントの存在は、税の競争をむしろ激化させかねないが、移動不可能なレントは、課税が可能である。

○ 経済理論的にも、レントはむしろ高い税率が課税されることが望ましいとされている。税の競争下の法人税の存在意義として、こうしたレントへの課税を考えることができる。

○ レントへの課税を重視する論者の中には、レントへの課税の性格が明確であるキャッシュフロー・タックス等への移行を主張する者もいる。しかし、キャッシュフロー・タックスへの移行は、大きな税収減を伴う等の昔から論じられている問題点がある。

○ 他の説明としては、資本移動の不完全性、政治経済的な要因、外国税額控除の有効性等が考えられる。

(3) 税の国際的調和

○ 各国が法人税の引下げにつき、「囚人のジレンマ」的な状況にある場合、国

際的な調和を図ることによって、各国の経済厚生を向上させることができる。

○ 他方、税の国際的な調和は、合意に至るのが難しい。特に、法人税については、法人税率のみならず、法人税の課税ベース自体が各国により大きく異なるため、合意に至るのが非常に難しい側面があり、否定的な見方をする論者も存在する。もっとも、あまり認識されていないが、合意に至らなくとも、税の調和に関する議論を行うこと自体が、税の競争の激化に対し、一定の抑制効果を持つ効果を持つことには留意する必要がある。

○ 税の国際的な調和に一定の役割を果たした例としては、OECD の「有害な税の競争」(harmful tax competition)の排除の取組み等がある。

(参考) 税制調査会「我が国税制の現状と課題」(平成 12 年 7 月 14 日)(抜粋)

有害な税の競争への取組みについては、この問題の性質上各国が単独で対処することには限界があると考えられるため、OECD や EU といった国際的な場において議論が行われています。OECD においては、1996 年に有害な税の競争に関する議論が開始され、1998 年 4 月の閣僚理事会の際に「有害な税の競争」と題する報告書が公表されています。このような OECD の取組みは 1996 年のリヨン・サミット以降、果次のサミットや G 7 の会合において強く支持されています。

1998 年 4 月の報告書では有害な税の競争の原因となる「有害税制」が定義されるとともに、有害税制への対抗措置として加盟国が国内法上の措置や租税条約上の措置等を採用することが勧告されています。また、この報告書の OECD 加盟国に対する「ガイドライン」においては、有害な税の競争を防止するため、各国が有害税制の新規導入を行わないこと、既存の有害税制を原則として 2003 年までに廃止・縮減することなどが規定され、加盟国の遵守が求められています。

現在、OECD 租税委員会の下に租税競争フォーラムが設置され、報告書のフォローアップのための作業が行われてきています。その中で、タックス・ヘイブンと認定された国・地域のうちの一部分が、その税制等の有害性を除去することを約束しています。また、本年 6 月に開催された OECD 閣僚理事会への報告書の中には、加盟国の有害税制のリストとタックス・ヘイブン・リストが盛り込まれ、公表されています。

まとめ：グローバル化の下での我が国の企業税制改革戦略の方向性

1. 現在、先進国においては、課税ベースを拡大して、一定の法人税収を確保しつつ、法定税率を引き下げる方向での企業課税改革が進んでおり、我が国の企業税制も中長期的には、その方向を目指さざるをえない。
2. もっとも国内的には、現時点においては、日本企業の多くは、最近の配当政策等から見て、流動性制約等に直面している状況ではなく、平均税率の引下げは、喫緊の課題ではない。逆に、Summers (1981)が指摘したように、即時の平均税率の引下げは、既に投資済みの old capital に対する lump-sum transfer を意味し、経済効率性を低下させるおそれが高い。
3. 従って、平均税率の引下げを、財政再建の進捗に合わせ、時間をかけて行っていくことが考えられる。(仮にその間、企業投資の促進が必要な場合には、より効率的な投資減税で対応することが考えられる。)
4. 日本企業の直接投資の立地の選択については、平均税率が影響を与える可能性があるが、その規模については明らかではない。現実の企業の立地選択においては、各種の貿易費用、受入国の市場規模、賃金費用の格差、集積効果、その他の様々な要因も重要である。
5. 多国籍企業による移転価格や過少資本等の手段による利益移転は今後とも拡大していくものと想定される。税務当局は、国際的な租税回避の増加に対し、移転価格税制および執行体制の拡充等により、対抗していくことが求められる。
6. 非対称な税の競争に関する経済理論および実証研究は、一般に経済大国は法人税率引下げに比較的慎重であることを示している。特に、経済大国である我が国は、税率引下げから小国ほどの利益を期待できないことに留意する必要がある。立地選択への税制の影響は、平均税率の格差に依存するが、経済大国が税率引下げを行った場合、関連する国も追随して、税率引下げを行う可能性が強く、その場合には、税収のみを失う結果に終わる。他国の反応を考慮しない税率引下げの主張は、戦略的発想に欠ける。
7. 我が国のように政府の財政状況が苦しい国が、激化した税の競争に巻き込まれた場合、他の国々に追随することが難しく、困難な状況に陥るおそれがある。従って、我が国としては、財政再建が進まないうちは、近隣諸国において、いかに税の競争を激化させないかが重要な戦略となっていく。そうした観点からは、アジア地域における法人税の国際的調和につき、我が国がイニシアティブを取っていくことも考慮に値する。

(参考)

○ 我が国が置かれた状況と望ましい戦略は、次の例でわかりやすく示すことができる。

マラソンのゴールより少し距離のある時点で、先頭集団に残っているベテラン選手の戦略を考える。同選手は、他の若い選手と比べ、体力的にきつい状況にあり、できれば先頭集団がスローペースで走行するうちに、体力回復を図りたいと考えている。

戦略A

すぐにラスト・スパートをかけ、トップ・スピードで先頭集団からの脱出を狙う。もし他の選手が対抗してスパートをかけてこなければ、そのまま、優勝できるとの発想。

(評価) 戦略的発想に欠ける案。ベテラン選手のスパートに、より体力のある若手の選手たちは当然、対抗して、スパートをかける。ゴールまでまだ距離のある地点で、先頭集団のペースが上がれば、一番先に脱落するのは、体力回復していないベテラン選手。

戦略B

ベテランらしい駆け引きにより、先頭集団のペースが上がるのを阻止しつつ、先頭集団に付いていく。スローペースの走行中に体力を回復し、体力を十分回復した時点で、最後の勝負をかける。

(評価) 相手の出方まで考慮した戦略的に賢明な案。



○ 他の国の反応を考えず、即時の平均税率引下げを主張するのは、戦略Aと同様に、戦略的な発想に欠ける。アジア地域の法人税の国際的調和を検討することで、税の競争が「底辺への競争」となることを防ぎつつ、財政の改善状況に合わせて、徐々に平均税率の引下げを考えていくのが、戦略Bと同様に戦略的に賢明。